

2019年(令和元年) 11月28日 木曜日

中部経済新聞

「特定技能者紹介事業を開始」

特定技能者紹介事業を開始

東南アジアの機関と協定

モビリティキャリア

人材派遣を手掛けるモビリティキャリア(本社名古屋市中区大須、加藤滋樹社長、電話052・209・5855)は12月中旬から、特定技能者の紹介事業を開始する。すでにベトナムとミャンマーにある特定技能者の送り出し機関と協定を締結。12月8日にはインドネシアにある送り出し機関とも締結する予定。深刻な人手不足が続いており、企業からの需要獲得を狙う。

(倉科信吾)



日本語研修をしている協定を締結したベトナムの送り出し機関(右から4人目が加藤社長)

教育面でサポート

政府は企業の労働力不足に対応するため、4月に在留資格「特定技能」を創設した。一定の技能水準と日本語能力を持つ外国人を対象で、有資格者は14業種の分野で5年間日本に滞在して働くことができる。



加藤滋樹社長

同社は、9月19日付で法務省から登録支援機関(企業の委託を受けて外国人を支援する機関)の認定を受けた。

加藤社長は「教育面で特定技能者を継続的にサポートできるのが当社の強み」と他社との差別化を強調する。来日前の内定者に対して、無料ネット通話「スカイプ」を使って紹介先の企業理念や仕事の仕方、日本語などを学習できる機会を

提供。また、特定技能者が日本の企業に就業している間も、海外で日本語教育の経験があるスタッフが特定技能者の日本語学習を支援する方針だ。

特定技能者1人当たりの紹介料は、紹介先企業の特定技能者賃金2カ月分。登録支援機関としての1人当たりの事務手続き料は、月3万円(税別)を想定する。

すでに自動車関連メーカーや介護業界から特定技能者紹介について問い合わせがきているという。